

もうすぐ国勢調査

情報統計課 224・8600

10月1日、国勢調査が全国一斉に行われます。

調査票配布は9月下旬から

9月下旬から、調査員が皆さんのもとに伺い、世帯ごとに調査票を配ります。調査票が届いたら、「調査票の記入のしかた」をよく読んで記入してください。

記入に関して不明な点は、総務省統計局で設置しているコールセンター ☎0570・01・2010（ナビダイヤル）▼03・6738・6677（IP電話・PHSの場合）もご利用できます。

記入後はポストに投かん

記入後の調査票は、近くの郵便ポストに投かんしてください。

なお、従来と同様に調査員が受け取りに伺うこともできます。調査票の直接回収を希望する場合は、調査員または情報統計課に連絡してください。

調査の対象

住民票の届け出に関係なく、ふだん住んでいる人を世帯ごとに調査します。

ふだん住んでいる人とは、10月1日現在、川越市に「すでに三か月以上住んでいる人」「三か月にならないが三か月以上に渡って住むことになっている人」です。

なお、次の人はそれぞれの場所で調査することになります。

- ・ 住居を転々としている人
- ・ 10月1日現在いる場所
- ・ 学生寮、寄宿舎などから通学している学生・生徒
- ・ 学生寮・寄宿舎など
- ・ 病院、福祉施設などに三か月以上入院・入所している人
- ・ 入院・入所先

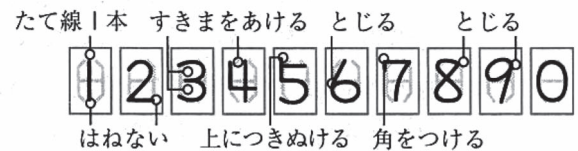
国勢調査員ってどんな人

調査票を配布、回収する国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

このため、調査員には厳重な守秘義務が課せられ、皆さんの個人情報を守ります。

調査員は、国勢調査員証および国勢調査従事者腕章を着用して訪問します。調査員が伺いましたら、調査にご協力願います。

【数字・マークの記入例】



*数字はこの記入例を参考にして、枠からはみ出さないように、右詰めで書いてください。

*マーク「○」は「●」のように塗りつぶしてください。

調査票の記入のしかた

右の記入例を参考に、黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。ボールペンや油性水性ペンなどは、使用しないでください。

書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。

機械で集計しますので、汚したりあらかじめ付いている折り目以外で、折ったりしないように注意してください。

個人情報保護法と国勢調査

「行政機関の保有する個人情報

に関する法律」では、個人情報の目的外利用の制限や、秘密の保護等が規定されています。ただし、国勢調査のような統計調査により集められた個人情報については、この法律が適用されないことになっています。

国勢調査における調査内容は、統計を作成するためだけに用いるもので、「統計法」で秘密の保護に関する条文が厳格に規定されています。また、国勢調査の調査票の提出も、同法ですべての人に義務づけられているものです。この義務は、個人情報保護法があるからといって、免除されることはありません。

記入された内容は、「統計法」によつて厳重に守られます。他に漏れたり、統計を作成したりする以外の目的に使われることはありません。調査票は、集計後は総務省ですべて溶かして再生紙として生まれ変わります。

安心して調査にご協力をお願いいたします。

